

奨学金



奨学金4つの活用方法を教えます。

- 日本学生支援機構の「奨学金」を借りて進学する。
 - ✓ 卒業したら自分で「奨学金」を返還する。
 - ✓ 就職したら就業先が「奨学金」を返還してくれる。
- 当法人の「奨学金」制度を利用する。
 - ✓ 進学し卒業後、当法人に5年間勤務すると「奨学金」の返還が免除になる。
 - ✓ 働きながら「奨学金」を借りて資格取得に努め、資格取得後、5年間勤務すると「奨学金」の返還が免除になる。

あなたは どうする？ 私たちはあなたを応援します

一般財団法人みちのく愛隣協会は、あなたの将来、医療や看護、介護の現場で働きたいとの夢の実現を応援します。私たちは、次の3つを提案します。決めるのはあなたです。

1つめ

日本学生支援機構の「奨学金」を借用して大学や専門学校に進学します。卒業後、その年の10月から奨学金の返還が開始されますので、自分で「奨学金」を返還する必要があります。（※機構の「奨学金」手続きは在籍校進学担当にごお問合せください。）
その際、当法人が運営する病院や介護老人保健施設等に就職した場合、5年間は「奨学金」の返還を法人が肩代わり、つまりご本人に替わって返還します。したがって、ご本人は生活が落ち着くまでの間、奨学金返還を心配することはありません。

2つめ

当法人の「奨学金制度」（年額：150万円）を利用して大学や専門学校に進学します。卒業（資格取得）後、当法人が運営する病院や介護老人保健施設等に5年間勤務します。5年間の勤務が終了した場合、「奨学金」全額の返還が免除となります。つまり、ご本人が「奨学金」として借用した一切の返還が不要となります。

3つめ

当法人の准看護師、介護職員、看護・業務補助職員補助職員として働きながら、法人の「奨学金制度」を利用して看護師、准看護師、介護福祉士などの資格取得を目指します。資格取得後、病院や介護老人保健施設等に5年間勤務します。この5年間の勤務が終了した場合、「奨学金」全額の返還が免除となります。

一般財団法人 **みちのく愛隣協会**

お問合せ先
東八幡平病院事務部業務支援課
☎0195-78-2511
担当：佐々木・菊地